



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 石 幸 栄
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、単元株式数の変更に関する議案（定款の一部変更）を、平成24年6月28日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

平成19年11月27日に、株式市場における単元株式数を100株に統一することを目的として、全国証券取引所より公表された「売買単位の集約に向けた行動計画」の要請に従い、当社株式の単元株式数（売買単位）を見直し、10株から100株に変更するものです。

単元株式数を10株から100株に変更するような場合、当社では、既存株主の権利を維持することを考慮し、株式分割を行うという選択肢も検討しました。

しかしながら、当社が株式分割を行った場合、過去に行った施策により増加した発行済株式数がさらに増大してしまうこと、1株当たりの株価が下がり、上場廃止基準に抵触する可能性があることなどから、株式分割を行うという判断には至りませんでした。

本変更に伴い、100株未満の株式は単元未満株式となります。新たに単元未満株式を所有することとなる株主の数は、6,863名（議決権を有する株主の総数に対する割合は、26.85%）、その議決権の数は、18,900個（議決権総数に対する割合は、0.10%）となります。

単元未満株式を所有の株主は、議決権を行使できなくなるとともに、取引所市場にて、所有の単元未満株式を売買することはできなくなります。

当社では、以下の「(4) 単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、単元未満株式を所有する株主に対し、2つの制度にてご対応させていただきます。

なお、本変更実施後、単元未満株式を所有する株主の数が、議決権を有する株主の総数に対する割合、および、単元未満株式を所有する株主の議決権個数が、議決権を有する株主の議決権総数に対する割合（(ア) 議決権ベース）と、本変更実施後、単元未満株式を所有する株主の数が、株主の総数に対する割合、および、単元未満株式を所有する株主の所有株式数が、発行済株式数に対する割合（(イ) 所有株式数ベース）について、詳細を以下に記します。

(ア) 議決権ベース

(平成24年3月31日現在)

	株主数
議決権を有する株主の総数(①)	25,556名
既に単元未満株式のみを所有の株主の数(②)	3,707名
本変更により新たに議決権を失う株主の数(③)	6,863名
本変更実施後に単元未満株式を所有する株主の数(②+③=④)	10,570名
本変更により新たに議決権を失う株主の数(③)が、議決権を有する株主の総数(①)に対する割合(③÷①)	26.85%
本変更実施後、単元未満株式を所有する株主の数(④)が、議決権を有する株主の総数(①)に対する割合(④÷①)	41.36%

	議決権個数
議決権を有する株主の議決権総数(⑤)	18,374,271個
既に単元未満株式のみを所有の株主の数(⑥)	—
本変更により新たに議決権を失う株主の議決権個数(⑦)	18,900個
本変更実施後に単元未満株式を所有する株主の議決権個数(⑥+⑦=⑧)	18,900個
本変更により新たに議決権を失う株主の議決権個数(⑦)が、議決権を有する株主の総数(⑤)に対する割合(⑦÷⑤)	0.10%
本変更実施後、単元未満株式を所有する株主の議決権個数(⑧)が、議決権を有する株主の議決権総数(⑤)に対する割合(⑧÷⑤)	0.10%

(イ) 所有株式数ベース

	株主数
株主の総数(⑨)	29,264名
既に単元未満株式のみを所有の株主の数(⑩)	3,707名
本変更により新たに議決権を失う株主の数(⑪)	6,863名
本変更実施後に単元未満株式を所有する株主の数(⑩+⑪=⑫)	10,570名
本変更実施後、単元未満株式を所有する株主の数(⑫)が、株主の総数(⑨)に対する割合(⑫÷⑨)	36.12%

	所有株式数
発行済株式数(⑬)	183,765,644株
既に単元未満株式のみを所有の株主の所有株式数(⑭)	11,081株
本変更により議決権を失う株主の所有株式数(⑮)	193,029株
本変更実施後に単元未満株式を所有する株主の所有株式数(⑭+⑮=⑯)	204,110株
本変更実施後、単元未満株式を所有する株主の所有株式数(⑯)が、発行済株式数(⑬)に対する割合(⑯÷⑬)	0.11%

(2) 単元株式数の変更の内容

1 単元の株式数を、10株から100株に変更します。

(3) 変更の日程

平成24年8月1日(水)

(4) 単元未満株式の取扱い

当社は、単元未満株式を所有の株主に対し、従来からの単元未満株式の買取制度(②)に加えて、単元未満株式の買増制度(①)を新設します。これにより、単元未満株式を所有の株主の選択肢が広がります。

①単元未満株式の買増制度(100株への買増)

株主が所有する単元未満株式とあわせて1単元(100株)となるよう、当社株式を当社から株主に売り渡すことを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増しを当社に請求できる制度は、平成24年8月1日(水)以降実施します。

※ 本制度については、平成24年6月28日開催予定の第18期定時株主総会において、付議される定款の一部変更に関する議案の可決が条件となります。

②単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定にもとづき、当社に対し、株主が所有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

以 上